

## サテライト事業所の人員基準（基準省令及び市基準条例に規定のとおり）

## (1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

職種	サテライト事業所
管理者	本体事業所と同一
オペレーター	本体事業所及サテライト事業所のいずれかにおいて、常時1以上
定期巡回を行う 訪問介護員等	利用者に適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上
随時訪問を行う 訪問介護員等	本体事業所及サテライト事業所のいずれかにおいて、常時1以上
訪問看護を行う 看護師等	本体事業所及びサテライト事業所全体で、常勤換算2.5以上
計画作成責任者	本体事業所と同一

## (2) 夜間対応型訪問介護

職種	サテライト事業所
管理者	本体事業所と同一
オペレーター	(オペレーションセンターを通常の事業の実施地域内に1か所以上設置) 本体事業所及びサテライト事業所のいずれかにおいて、常時1以上
面接相談員	1以上（オペレーター、訪問介護員等、管理者との兼務可）
定期巡回を行う 訪問介護員等	利用者に適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上
随時訪問を行う 訪問介護員等	本体事業所及サテライト事業所のいずれかにおいて、常時1以上
計画の作成	オペレーター又は面接相談員